

緊急小口資金のご案内

「緊急小口資金」は、低所得者世帯(※)が、緊急かつ一時的に生活維持が困難になった場合に、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、必要な相談支援と貸付を行います。

原則として生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※低所得世帯とは・・・世帯の収入が本会で定める収入基準以内である世帯

●生活維持が困難となった理由が次の(1)から(9)に該当する場合が対象となります。

- (1)医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
- (2)火災等被災によって生活費が必要なとき
- (3)年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- (4)会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- (5)滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いにより支出が増加したとき
- (6)法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- (7)給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- (8)初回または満額給料までの生活費が必要なとき
- (9)その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

※次の世帯は対象となりません。

- 生活保護世帯
- 恒常的に困窮している世帯
- 多額な負債を負っている世帯
- 債務整理中または債務整理の予定がある方
- 生活状況が確認できない世帯(実情を詳しくお話しいただけない世帯)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯

●貸付内容及び条件等

- (1)貸付限度額 100,000円以内で必要な額
※本資金を債務の返済に充てることはできません。
- (2)貸付利子 無利子
- (3)据置期間 2か月以内
- (4)返済期間 12か月以内(相談時に決定します)
- (5)連帯保証人 原則不要

●申し込みに必要な書類等

- ・提出書類は審査結果のいかんにかかわらず返却できませんのであらかじめご承知おきください。
- ・生活福祉資金貸付事業は、個人番号(マイナンバー)利用事務ではありませんので、ご提示いただく必要書類に個人番号が記載されないようご注意ください。
- ・下記の書類の他、相談窓口で必要書類(借入申込書等)にご記入いただきます。

必要書類	
1	住民票(世帯全員分、発行後3か月以内のもの) ※コピー不可
2	借入申込者本人の確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ※申込者が外国籍の場合(在留カードまたは特別永住者証明書の写し)
3	印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)及び実印
4	収入証明関係書類(原則として世帯全員分) →概ね申請月以前の直近3か月以内の収入がわかる書類(給与明細書、確定申告書の写し、年金の通知または通帳の写し等)
5	預金通帳またはキャッシュカードの写し ※資金送金口座の確認用
6	借入理由による確認書類(借入理由に応じて必要な書類) 【例】 ・医療費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき →医療費の領収書(1ヶ月以内のもの) 等 ・年金の支給開始までに生活費が必要なとき →年金事務所発行の年金受給額が確認できる書類 等 ・傷病手当の支給開始までに生活費が必要なとき →傷病手当金申請書の写し(本人並びに医師の証明欄に記入があるもの) 等 ・初回または満額給料までの生活費が必要なとき →雇用契約書または労働条件通知書 等
7	その他、借入理由、世帯の状況に応じて必要な書類 【例】 ・世帯に負債がある場合 →負債の残額、返済状況がわかる書類 等

★相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会です。

相談窓口